

## 令和3年度 第5回全体庁議（5月14日開催）

区分	審議 <b>報告</b>	案件名 (担当部)	(3) ばんえい競馬における競走馬への不適切な行為について[農政部]
----	--------------	--------------	------------------------------------

### ■ 提案・報告の趣旨

令和3年4月18日(日)帯広競馬場令和3年度第1回能力検査において馬の顔を蹴る行為が2件発生した。帯広市ばんえい競馬実施条例に基づき騎手、厩務員の処分を行ったが、その行為の映像がインターネットやニュースで取上げられ全国から多くの厳しい批判が寄せられ、令和3年4月30日(金)に今回の事案及び今後の対応について記者会見を行ったもの。このことから、ばんえい競馬の不適切な行為の一連の経過について令和3年5月26日の経済文教委員会に報告するもの。

### ■ 提案・報告の主な内容(概要)

ばんえい競馬における競走馬への不適切な行為について

#### 1 経過

4月18日(日) 令和3年度第1回能力検査第18競走において、鈴木恵介騎手が出走馬を蹴る事案が発生。

4月21日(水) 鈴木騎手を戒告処分。本人から当面の間、騎乗を自粛する旨の申し出があり受理。

4月22日(木) 関係者への事情聴取や第1回能力検査全競走の調査等実施。

～28日(水)

4月29日(木) 調査等実施の結果、第7競走において、平田厩務員(鈴木厩舎所属)の類似行為を確認したため、平田厩務員を戒告処分、鈴木調教師を厳重注意。

#### 2 内容

(1) 不適切な行為について

① 第18競走 鈴木騎手

第2障害で座り込んだ馬を起き上げようと、手綱を引く等の対処をしたものの起き上げることが出来ないため、馬の顔を蹴るという行為に至る。

② 第7競走 平田厩務員

第2障害で動けない馬を扶助するものの、起き上げることが出来ないため、馬の顔を蹴るという行為に至る。

(2) 処分の判断理由

如何なる理由があっても、当該行為は認められるものではなく、きゅう舎関係者の責務に反し、競馬に対する不信を招くような行為を行ったものとして、過去の類似の事例も参考に判断した結果、両者とも戒告処分とした。

#### 3 再発防止策

(1) 監視体制の強化

(2) 研修会等による指導・教育の徹底

### ■ 今後のスケジュール

### ■ 審議結果

・ 同内容で、5月26日経済文教委員会へ報告することで了承された。

### ■ その他、指摘事項等

・ 特になし